

東京地検黒川元検事長「略式起訴」の狙い

「弁護士資格」も「退職金」も守られる

これで



昨年5月「賭けマージャン」が発覚し、引責辞任した黒川弘務・元東京高検検事長（64）が、きのう（18日）、賭博罪で略式起訴された。

東京地検は昨年7月、不起訴処分（起訴猶予）としていたが、検察審査会が12月に「起訴相当」と議決したことを受けて処分を一転させた形だ。

昨年5月「賭けマージャン」が発覚し、引責辞任した黒川弘務・元東京高検検事長（64）が、きのう（18日）、賭博罪で略式起訴された。単純賭博罪の法定刑は、50万円以下の罰金か料料。略式起訴は、公開の法廷で審議されることなく、非公開の書面審理だけで罰金などを求める手続きだ。

黒川元検事長を刑事告発した「菅政権による検察・行政の強権支配を糾す会」の藤田高景代表はこう言う。「裁判になれば、禁固以上の刑に処せられる可能性がります。禁固刑以上の刑が確定すれば、黒川氏は弁護士資格を剥奪される。5900万円とされる退職金の返納の義務も生じます。罰金刑なら弁護士資格も退職金も守られる。略式起訴は究極の救済策ですよ」

「起訴相当」と議決し、黒川元検事長は単純賭博罪の法定刑は、50万円以下の罰金か料料。略式起訴は、公開の法廷で審議されることなく、非公開の書面審理だけで罰金などを求める手続きだ。東京簡易裁判所が略式命令を出し、罰金が納付されれば、手続きは終わる。略式起訴したことに

ついて、東京地検は「検察審査の議決を真摯に受け止めた」などとコメントしているが、黒川元検事長の「救済」に動いたのは明らかだ。もし、東京地検が再び「不起訴」とすれば、検察審査は2度目の審査でも「起訴相当」と議決し、黒川元検事長は